

「勸業」について

はじめに

本稿では、町村における勸業の実態について、町村の『事務報告書』の「勸業」欄の記載を手掛かりとして考察する。この勸業という事務は、主として農事改良を指すが、各町村によって、その内容や取り組みが積極的か否かといった点が異なる。これは、他の町村事務と比較した場合、勸業事務の特徴といえよう。それゆえ、制度的な面だけでなく、それぞれの町村について、勸業事務の具体的な内容とそれへの取り組み方について、なぜその内容の事務がその町村で実施されたのか、また、取り組み方はどうであり、それはなぜかといった点をも検討する必要がある。本稿では、『事務報告書』および先行研究について検討しつつ、町村における勸業事務の実態と取り組み方を明らかにするための視角・方法といった側面について、若干の考察をすることにした。

一 明治三六年農会論達

明治後期・大正期の町村における勸業のあり方を方向づけたのは、明治三六（一九〇三）年に農商務省が出したいわゆる農会論達である。それは、十四の項目を提示し、それを農会を通して普及させようとしたものであった。以下にその内容をみてみよう（一）。

農商務省論達

農産ノ改良増殖ニ関スル試験研究ハ農事試験場其他ノ機関ニ於テ著々歩ヲ進メ今ヤ實際ニ適用スヘキ成績少ナカラサルニ拘ハ

農会

松田隆行

ラス世間之ヲ実地ニ施行シテ効果ヲ挙クル者ノ多カラサルハ極メテ遺憾トスル所ナリ、若シ少数者ノミ之ヲ実施シ大多數者ニシテ永ク旧習ニ安ンセンカ民益国産ノ増殖ハ遂ニ徒爾ニ帰シ試験場等ノ機関モ其効能ヲ完フスルコトヲ得サルヘシ、夫レ農会ハ農業者多数ノ団体ニシテ農事ノ改良発達ヲ計ルヲ以テ本旨ト為スモノナレハ有益ナル成績ノ実行普及ヲ図ルハ其最尽力スヘキノ事ニ属ス、法令上明示シアルモノ或ハ内外ノ事例ニ就キ之ヲ考フルモ農事ノ技芸ヲ進メ経済ヲ助長スルノ手段ニシテ既定論アルモノ少ナカラス、就中左ニ例示セル事項ハ其実行最急ヲ要スルモノナルヲ以テ農会ハ須ラク地方ノ状況ニ応シ會員ニ向テ之ヲ奨励誘導シ又実行上ノ媒介ヲ為ササルヘカラス、殊ニ第一乃至第五ノ事項ハ市町村農会ニ於テ規定ヲ設ケ會員ヲシテ挙テ之ヲ実行セシムルヲ期スヘシ、而シテ此等ノ実施ハ多クハ市町村農会ノ責務ニ属スルヲ以テ道府県郡農会ハ適當ノ方法ヲ定メテ実施上ノ便宜ヲ図リ又其実行ヲ督励スルコトヲ要ス、但シ既ニ行政上ニ於テ命令ヲ發シタル事項ニ付テハ農会ニ於テ重複施設スルヲ要セス

右論達ス

明治三十六年十月十六日

農商務大臣清浦奎吾

記

- 一 米麦種子ノ塩水撰
- 二 麦黒穂ノ予防
- 三 短冊形共同苗代
- 四 通シ苗代ノ廃止

- 五 稲苗ノ正條植
 - 六 重要作物、果樹、養蚕等良種ノ繁殖
 - 七 良種牧草ノ栽培
 - 八 夏秋蚕用桑園ノ特設
 - 九 堆肥ノ改良
 - 十 良種農具ノ普及
 - 十一 牛馬耕ノ実施
 - 十二 家禽ノ飼育
 - 十三 耕地整理ノ施行
 - 十四 産業組合ノ設立
- 十四の項目のうち、一から五までが必行事項であり、その実施は、市町村農会の「責務」に属するとされている。第一の塩水撰とは、塩水の比重を利用して種子の良否を判別する方法である。これによつて良種を選別し、増収を図るのである。第一の麦黒穂の予防とは、麦黒穂病の被害を受けた麦穂を抜き取つて焼却することを指す。第三の短冊形共同苗代とは、播種を均一にし、発芽後の手入れと病虫害の駆除予防を容易にするために、苗代の幅を三尺乃至四尺とし、苗代間の通路を設置し、さらに苗代を散在させずに共同で設置させることである。第四の通し苗代の廃止とは、苗を取り去つたあとに苗代田に植付けをしないことを指す。第五の稲苗の正條植とは、植付け後の除草、施肥、浮塵子の駆除等を容易にするために、稲苗を規則正しく植付けることである。もつとも、これらの必行事項のすべてが強制的に実施されたわけではない。必行事項は、先ず、それぞれ府県において作成される府県令に盛り込まれなくてはならない。多くの府県令において必行事項とされているのは、主として短冊形苗代の設置と稲苗の正條植であつた。すなわち、ともに病虫害の予防・駆除を容易にするためのものであつたのである。いうまでもなく、病虫害の被害は、個人的被害にとどまらず、その地域全体、あるいはそれを越えた広範囲に及ぶ。その意味で、病虫害の予防・駆除は、農民にとっては、勸業事務の中でも最も共同利害性が

あるものといえよう。こうした病虫害の予防・駆除の性格ゆえに、府県の側としても、必行事項に指定したのであり、また、農民の側も、後述するごとく問題が全くなかつたわけではないが、これらの必行事項を受け入れて実施していったものと考えられる。必行事項以外の項目についても、府県・町村によって実施項目が異なる。それゆえ、町村における勸業事務の考察に際しては、何が勸業事務として遂行されたかを先ず確認する必要があるわけだが、それが記載されているのが、『事務報告書』の「勸業」欄なのである。

二 『事務報告書』における「勸業」

では次に、『事務報告書』の「勸業」欄を検討し、何が町村事務の「勸業」として行われたかをみてみたい(2)。先ず、最も広く且つ多くみられる記載事項は、前述の特に病虫害の予防・駆除に関する農事改良関係事項である。具体的には、「短冊形苗代」、「稲正條植」を始め、「麦種子塩水撰及麦奴予防法」、「稲苗代螟虫卵塊駆除法」、「同石油駆除法」、「稲田ニ於ケル害虫駆除法」などである。養蚕が行われている所では、「蚕業講話会」、「養蚕組合」、「稚蚕共同飼育」、「桑園改良」などの養蚕関係事項が実施された。また、農業・養蚕・畜牛・養豚等については、生産の増加を図るために、講師を招いて講演会・講話会、研究会、講習会・実習会が開催されている。その他には、肥料や蚕種桑苗の共同購入、博覧会・共進会・品評会への出品などが注目される。その他の具体的な事項については、町村によつて多様性があるので、ここでは省略する。全体としては、病虫害の予防・駆除をはじめとする生産増進のための農事改良関係事項が、町村における勸業事務の実態であるといえよう。

こうした『事務報告書』の「勸業」欄の記載には、その遂行の主体について、注目すべき点がある。すなわち、勸業事務は、「青年会及村農会」と「協同」して、或いは、「村農会及青年団」と「協力」して、遂行されたと記載されているものが見られる点である。ここ

に、農会とともに、青年会・青年団が勸業事務の遂行の主体となっており、青年を農業の新たな担い手として育成するための機能を果たしていることがわかる。このことはまた、勸業事務の遂行と並行して、生産活動を媒介とした町村の組織化が進行していくことをも示している。

三 農事改良の遂行をめぐって

前述の明治三六年の農会論達に代表される明治農政のあり方は、「サーベル農政」といわれてきた。すなわち、警察力を動員して、強権的に推進されたので、そのように呼ばれるのである。そうした「強制」によって農事改良が遂行されてきたとするのが、これまでの「通説」ともいべき見解であった。だが、近年では、そうした見解に疑問を投げかける研究が登場している⁽³⁾。それらの研究の提起する問題は、前述した町村が勸業に取り組む姿勢の問題と重なり合う。そこで、それらの研究の明らかにした点について検討することにしたい。

まず、短冊形苗代についてであるが、その普及は、当初は遅々として進まなかった。それは、短冊形苗代について、いくつか問題があったからである。まず、苗代を短冊形にすると、どうしても縁苗が多くなり、縁苗には螟虫が寄生しやすいということがある。また、短冊形苗代は、上から見下ろせない⁽⁴⁾ので、駆虫が不十分になることも問題であった。さらに苗代の必要面積が従来より大きくなるので、労賃も多くなかり、さらに種籾も多量に必要になるなどの問題も存在した。次に、共同苗代については、多くの労働や費用を投入しなければならぬため、その強制については特に抵抗が大きかった。この点については、その強制規を知事に断念させた広島県の共同苗代反対運動が有名である。これに対して、正條植は、地域によって差はあるが、比較的よく受容されていく。このことは、植付けの際に手間がかかるにしても、その後の本田管理に便利であ

ったためと考えられる。すなわち、農事改良の遂行は、生産者農民たちが、自ら必要と認めた技術について、それぞれ主体的に取り入れているのであって、強制といえども、農民が受け入れることができる技術について、それを受け入れる速度を上げる力を持ったに過ぎないといえるのである。これらの点を明らかにした先行研究は、生産者農民の自主的・主体的側面を考慮しつつ、農事改良の遂行を検討している点において、示唆的であるといえよう。それゆえ、町村の勸業を考察するに際しても、農民が必要と認めた技術は何なのか、なぜ受け入れていったのかを検討する必要があるであろう。また、この点に関連して、町村が農事改良に取り組む姿勢は、当該町村の生産構造と関係地主制の構造、および近隣町村との関係とりわけ商品市場の展開と無関係ではなく、それによって差が出てくると考えられる。すなわち、「寄生化」して農業への関心を失った不在型の大地主の土地が大部分を占める町村と耕作に参与している在村型の中・小地主が多数存在する町村とは、農事改良への取り組み方は異なってくるであろう。また、商品市場の展開は、町村の商業的農業の展開に影響を与え、それはまた農事改良への町村の取り組みへとつながってくるであろう。それゆえ、勸業の考察に際しては、これらの点についての検討は不可欠の作業といえよう。

結びにかえて

最後に、残された課題を述べて結びとしたい。まず、勸業を考察するに際しては、国家の農業政策史・法令をおさえる必要がある。その上で、県・郡それぞれの農会規則・関係法令と農会活動の実態とを検討し、それを踏まえた上で、町村の『事務報告書』と町村農会の活動の実態を検討する必要がある。その際には、生産者農民の自主的・主体的側面を考慮しつつ、当該町村の生産構造・市場構造をもあわせて検討する必要がある。

- (1) 以下の記述は、次の文献を参考にした。小野武夫『農村史』（東洋経済新報社、一九四一年）、齋藤仁「日本における近代農業技術の強権的普及政策」（同『農業問題の展開と自治村落』、日本経済評論社、一九八九年所収）。
- (2) 近年は、自治体史においても、『事務報告書』が史料として収録されるようになってきている。神奈川県内のもものについては、『伊勢原市史 資料編近現代1』（一九九三年）、『寒川町史4 資料編近現代（1）』（一九九二年）、『寒川町史5 資料編近現代（2）』（一九九四年）などを参照。
- (3) 前掲齋藤論文および勝部真人「日露戦後農政と農民」（『日本史研究』三二六号、一九八九年）を参照。

バックナンバー紹介

京浜歴史科年報 第一〇号

(一九九六年一月二八日発行)

〈論 文〉

奥田晴樹「加藤弘之の立憲政体提議」

伊藤富昭「『川崎警察署文書』にみる第一回

衆議院議員総選挙」

内田修道「神奈川県における農会運動の展開（二）」

日露戦後地方経営の前提・運動の

担い手の養成と組織化

香川雄一「近代期川崎における公害問題」

地域住民の集合行動に注目して

〈研究ノート〉

松田隆行「日清・日露戦後期研究の成果と課題」

明治・大正期の町村をめぐる

奥田和美「近代女子教育史研究と『女学校発起之趣意書』」

小山静子著『良妻賢母という規範』に

よせて

〈随 想〉

青山永久「教育について考えていること」

〈史料紹介〉

大湖賢一「私立『時習学館』学籍名簿について」

〈書 評〉

阪本宏児「新城俊昭著『高等学校 琉球・沖縄史』」

— 沖縄の歴史『教科書』 —